

租税特別措置の見直しに関する自己点検結果

- 担当大臣から示されている「租税特別措置等の各府省庁自己点検について」（実施要領）等に従い、租税特別措置の見直しを実施。
- 今回、令和8年度末までに期限が到来する租税特別措置を対象とし、厚生労働省では「生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度」、「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度」の2措置が対象。
- 当該自己点検結果を踏まえた見直しを令和9年度税制改正要望に反映。

自己点検結果

医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度

【適用件数】（①働き方改革、②地域医療構想、③高額医療用機器）

適用件数		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込)
①働き方改革	法人税等	1件	1件	2件	0件	3件
	所得税	1件	1件	1件	1件	1件
②地域医療構想	法人税・法人事業税	2件	0件	3件	0件	—
③高額な医療用機器	法人税・法人事業税	560件	544件	521件	385件	487件
	所得税	175件	154件	188件	135件	171件

【自己点検による評価等】

適用件数とその効果から、医療提供体制の確保に向けて一定の効果(①時間外労働時間の削減、②病床数の削減、③医療機器の導入時期の前倒し等)は得られているが、医療機関の厳しい経営環境下では効果の発現が限定的な状況。医療機関を取り巻く環境等を踏まえると、適切な見直しを実施したうえで、引き続き本税制による医療機関への支援が必要。

【見直しの方向性】

措置が活用されない理由の調査や全身用CT・MRIの適正な配置を促すための要件見直し等を検討することでより医療提供体制の確保に資する措置とする。

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度

【適用件数】

適用件数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
共同利用施設	0件	1件	0件	1件	0件

【対象資産】(取得価額要件は建物のみ650万円、その他は400万円)
建物、建築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権、その他の資産

【自己点検による評価等】

本税制を利用した組合への調査の結果、一定の政策効果(研修増による技術力向上等)は認められている。

一方で、過去5年の適用件数等を踏まえると、生活衛生関係事業者の経営基盤の安定・強化及び衛生水準の維持向上という政策目的に資する効果は限定的であるため、引き続き本税制による支援が必要。

【見直しの方向性】

措置の活用に向けた調査や直近の動向に合わせた対象資産の見直し等、生活衛生業の経営基盤の強化等に資する措置とする。

今後のスケジュール

- 6月30日 自己点検結果を厚生労働省HPへ掲載
- ~8月下旬 アンケートを実施し、内容分析。分析結果を踏まえ、措置の見直し等を検討(健康・生活衛生局、医政局)
- 8月末 見直し結果を反映したうえで、適用期限の延長に向けて令和9年度税制改正要望として提出

1. 大綱の概要 (令和7年度税制改正大綱)

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する。(令和9年3月31日まで)

2. 制度の内容

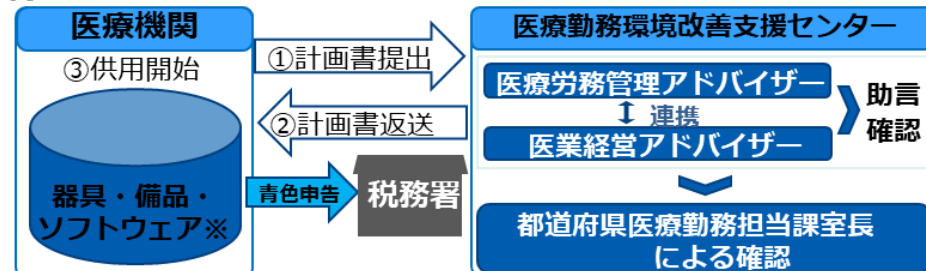
医療提供体制の確保のため、医療機関が取得した機器について、昭和54年度に特別償却制度を創設し、令和元年度に充実した。

① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度 (令和元年度創設)

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮に資する設備に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】医師等勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品 (医療用機器を含む)、ソフトウェアのうち一定の規模 (30万円以上) のもの

【特別償却割合】 **取得価格の15%**



※例えば、医師が行う作業の省力化に資する設備等5類型のいずれかに該当するもの

② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度 (令和元年度創設)

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】地域医療構想調整会議において合意された医療機関の具体的対応方針に基づき、病床の再編等のために取得又は建設 (改修のための工事によるものを含む) をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備 (既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修 (増築、改築、修繕又は模様替) の場合)

【特別償却割合】 **取得価格の8%**

③ 高額な医療用機器 (取得価格500万円以上) に係る特別償却制度 (昭和54年度創設)

取得価格500万円以上の高額な医療用機器に関する特別償却制度について、高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行った上で、期限を2年延長する。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

【特別償却割合】 **取得価格の12%**

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長 (法人税)

1. 大綱の概要 (令和7年度税制改正大綱)

生活衛生同業組合等が共同利用施設を取得した場合の特別償却制度について、建物の取得価額要件を650万円以上（現行：600万円以上）に引き上げた上で、その適用期限を2年延長する。（令和9年3月31日まで）

2. 制度の内容

- 生活衛生関係営業は小規模零細事業者が多いため、生衛法（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律）に基づき営業者が自主的に「生活衛生同業組合」※を都道府県単位で設置。共同事業の実施や、組合員の衛生水準の向上及び経営の健全化を支援。

※生衛法に基づく法人格を有した非営利の法人

- その際、生活衛生同業組合等（出資組合に限る）が策定する振興計画※に基づき共同利用施設を取得した場合には特別償却（6%）が可能（改正前：適用期限は令和7年3月31日まで）。

※厚生労働大臣が定める各業種ごとの振興指針に基づき、各組合が策定する振興計画

<租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）>

第四十四条の三（略）振興計画に係る共同利用施設（略）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を政策し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。）には、（略）共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該共同利用施設の取得価額の百分の六に相当する金額をいう。）との合計額とする。

<改正> 建物の取得価額要件について、現行の600万円以上を650万円以上に引き上げた上、適用期限を令和9年3月31日まで延長する。

対象資産	取得価額要件
建物	650万円以上
構築物	400万円以上
機械及び装置	400万円以上
船舶	400万円以上
車両及び運搬具	400万円以上
工具、器具及び備品	400万円以上
鉱業権	400万円以上
その他の資産	400万円以上

<共同利用施設の主な対象設備（例）>

- ・ 組合会館
- ・ 共同研修施設、共同スタジオ、オンライン会議システム
- ・ クリーニングの共同工場、共同倉庫
- ・ 共同調理施設・設備、共同冷凍・冷蔵設備
- ・ 共同配送車両、共同送迎バス 等



(組合会館)



(美容等共同研修施設)



(クリーニング共同工場)



(共同配送車両)



(共同送迎バス)